

## 埼玉県地域プランナー公募要項

埼玉県では、6次産業化に取り組む農業者等の支援強化を図るため、経営改善を目指す農業者に対して、専門的知見を有し課題解決に向けて支援を行う専門家「埼玉県地域プランナー」（以下「プランナー」という。）を募集します。

### 1 主な業務内容

農業の6次産業化支援事業の理解のもと、埼玉県農山漁村発イノベーション（6次産業化）サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）との協力により、支援対象者への支援を行うこと。

- （1）支援対象者の経営課題解決等に向けた支援。
- （2）支援対象者の経営改善計画策定の支援。
- （3）支援シート及び支援報告シートの作成、作成したシートのサポートセンターへの提出。

### 2 応募資格

プランナー候補者に応募しようとする者は次の要件を満たし、当該事業の理解度、専門性、支援実績、倫理性、協調性等を総合的に評価し、決定する。

#### （1）学識要件

次の要件ア、イのいずれかまたはその両方を満たしているものとする。

ア フードチェーン全般の基礎知識を有し、財務状況による経営分析・診断の経験を有する者

イ 以下の専門分野の知識、経験を有する者

（ア）食品衛生管理

（イ）知的財産権

（ウ）人材育成、労務管理

（エ）販路開拓・輸出

（オ）農林水産物の加工技術

（カ）農林水産物（加工品）のマーケティング・新商品企画

（キ）デジタル技術の活用

（ク）その他埼玉県農山漁村発イノベーション（6次産業化）支援検証委員会（以下「委員会」という。）が認める特定の専門的な知識、経験を有する者

#### （2）経験要件

6次産業化に関する案件について、サポート業務若しくはコーディネート業務に携わった経験があり、一定の実績を有していること。

#### （3）コミュニケーション能力要件

6次産業化に関する支援措置や事業計画の作成に関し、事業者に対して丁寧に相談に対応し、的確な指導・助言できる能力を有すること。

#### （4）その他要件

本事業の実施に当たり、支援を受けた者から費用を受領しないこと。また、在任

中に知り得た個人情報および営業秘密の内容について、事業期間にかかわらず、秘密保持ができること。

### 3 募集人数 若干名

### 4 選考方法

選定から登録までの手順は以下のとおりとする。

- (1) 支援対象者の課題に応じた専門性を有する専門家をプランナー候補者とする。
- (2) プランナー候補者から提出された応募書類(様式第1号「身上調書」、様式第2号「農林漁業者等への支援実績及び専門的知見の概要」)により書類選考する。
- (3) 書類選考を通過した候補者の面接(WEB面接、電話面接等含む)を実施し、2の要件に従い審査して評価・採点する。
- (4) 委員会を開催し、(3)の評価に基づいて候補者について審査を実施し、適当と判断された者をプランナーとして登録する。

### 5 業務形態及び謝礼等

埼玉県からの依頼を受け、業務を実施する。また、業務の実施に係る謝金として、1時間当たり10,000円(交通費・税込)が支給される。

### 6 応募方法

- (1) 応募に当たっては、事前に次の事項について確認すること。
  - (ア) プランナーとして活動していただくには、埼玉県からの依頼が必要であり、登録されても必ずしも業務の依頼があるとは限りません。
  - (イ) 応募内容に虚偽が認められた場合、その応募に基づく選考結果は無効となります。
- (2) 応募は自薦によるものとし、必要書類を以下のとおり提出すること。なお、提出された書類等は返却しない。
  - ・ 提出書類 身上調書(様式第1号)、農林漁業者等への支援実績及び専門的知見の概要(様式第2号)、補足資料(任意)を各1部
  - ・ 提出期間 令和6年5月28日(火)まで
  - ・ 提出方法 電子メールに提出書類を添付して送付

#### 【提出先】

a4105-07@pref.saitama.lg.jp

埼玉県農林部農業ビジネス支援課販売対策・6次産業化担当(北條)

※電子メールを使用できない方はご相談ください。

(TEL: 048-830-4095)

### 7 個人情報の管理

個人情報については適切に管理し、利用目的以外に第三者への開示、公表はいたしません。